

平成18年10月5日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦賀本部

高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検等に係る報告書の提出について

平成7年12月8日に発生したナトリウム漏えい事故後、「もんじゅ」の安全性を再確認するため科学技術庁（当時）によるもんじゅ安全性総点検が実施され、平成10年3月に報告書が取りまとめられました。

当機構は、安全性総点検報告書における指摘事項に対する改善を計画的に進め、平成13年6月18日に経済産業省原子力安全・保安院よりご指示頂いた「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告」に対し、同年6月29日に安全性総点検の指摘事項を整理し、当機構の対応計画を報告しました。その後、対応状況の報告として第1回報告書（ナトリウム漏えい対策設備の改善、蒸気発生器伝熱管破損対策及び品質保証に関する事項）を平成13年7月に、第2回報告書（改造工事に着手する前に報告すべき確認事項のうち品質保証に関連する事項を中心とした事項）を平成14年6月に原子力安全・保安院へ提出いたしました。

今回は、昨年9月よりナトリウム漏えい対策等に係る設備改善の本体工事に着手したことにより、対応計画に基づき、第2回報告以降に改善した「設備改善」の対応状況並びに「品質保証体系・活動の改善」に関する事項について原子力安全・保安院に報告を行いました。

また、高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対応計画以外の確認すべき保安活動項目についても、今後の対応計画を報告しました。

（添付資料）

1. 「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告について（第3回報告）」の概要
2. 「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対応計画以外の確認すべき保安活動項目の対応計画について」の概要

（参考資料）

1. 高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る経緯について

以上

高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検等に係る報告書の提出について

1. 安全性総点検指摘事項に係るこれまでの経緯と取り組み

- (1) 平成7年ナトリウム漏えい事故後、「もんじゅ」の安全性を再確認するため、平成8年10月、旧科学技術庁に「もんじゅ安全性総点検チーム」が設置され、もんじゅ安全性総点検が行われ、平成10年3月に「動力炉・核燃料開発事業団高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検結果」として原子力機構が取り組むべき事項を指摘した報告書を取りまとめた。
- (2) その後、省庁再編により経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という）より、平成13年6月に、「高速増殖炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告について」の文書を受理し、対応計画を定め実施すること、及びその内容を遅滞なく報告することの指示を受けた。
- (3) 原子力機構は、安全性総点検直後から対応計画を定め、改善を鋭意進めてきており、保安院からの指示文書を受け、安全性総点検指摘事項を31項目にまとめ、これに対する対応計画及び対応状況を平成13年6月29日付けの文書で報告を行った。
- (4) 対応計画に基づき「安全性総点検に係る対処及び報告」として、総点検結果に基づく指摘事項に対する対応状況について、これまで2回報告し、保安院の確認を受けてきた。
 - ・ 第1回報告（平成13年7月27日報告、平成14年5月31日改訂）
 - ・ 第2回報告（平成14年6月19日報告、平成14年11月22日改訂）

2. 第3回報告及び今後の報告について

今回の報告では、安全性総点検に係る対処及び報告（第3回報告）を行なうとともに、安全性総点検に係る対応計画以外の確認すべき保安活動項目の対応計画も含め、「高速増殖原型炉もんじゅ安全性確認報告について」として報告を行なった。

(1) 安全性総点検に係る対処及び報告(第3回報告)

安全総点検結果に基づく指摘事項に対する対応状況の第3回報告として、以下の項目について報告を行なう。詳細は添付資料1に示す。

①設備改善

設備改善事項として「プラント信頼性向上のための改善」、「プラント機能向上のための改善」、「運転信頼性向上のための改善」など58件について、順次計画的に進めてきている。今回の報告では第2回報告（29件）以降に改善が完了している18件について報告を行った。

- ・ プラント信頼性向上のための改善 5件
- ・ プラント機能向上のための改善 1件
- ・ 運転操作性向上のための改善 10件

②品質保証体系・活動の改善

「品質保証体系・活動の改善」に係る安全性総点検での指摘事項 11 項目に対する改善内容については第 2 回報告までに報告している。今回の報告では、改善内容についてその後も継続して維持し、実施しているか、また適切な見直し・改善が行なわれているかという視点での確認・評価を行うもので、JEAC4111-2003 の導入やサイクル機構から原子力機構への組織改正が行なわれてきたが、これらに伴う見直し・改善を各項目について適確に行い、品質保証活動を継続していることを確認した結果について報告を行った。

③設置変更許可後の段階に所管行政庁が確認すべき重要事項

原子力安全委員会が設置変更許可後の段階に所管行政庁が確認すべき重要事項（平成 14 年 12 月 12 日）の一つとして「技術的能力と関連する品質保証に係る確認」がある。ナトリウム漏えい対策等に係る改造工事の品質保証活動の実施状況について、改造工事の品質保証体系、改造工事に関する品質保証活動として工事計画の段階から設計、製作、据付、試験・検査等の各段階での品質保証活動状況を取りまとめ報告を行った。

安全性総点検に係る対処及び報告（第 4 回報告）では、ナトリウム漏えい対策及びそれ以外の信頼性向上等を目的とした設備改善終了後に設備改善の対応状況を報告するとともに、運転手順書・運転管理体制等の改善に係る対応結果、安全性研究等の反映に係る対応状況について報告する計画である。

(2) 安全性総点検に係る対応計画以外の確認すべき保安活動項目の対応計画

安全性総点検指摘事項に係る対応計画以外の確認すべき保安活動項目として、現時点で明らかとなっている下記の項目の対応計画について報告を行った。詳細は添付資料 2 に示す。

① 設置変更許可後の段階に所管行政庁が確認すべき重要事項

i) 空気雰囲気へのナトリウム漏えい対策に係る確認について

・ 2 次系ナトリウムの抜き取り（ドレン）の所要時間

ii) 蒸気発生器伝熱管内の水・蒸気ブロー性能の確認について

② 長期停止プラントの設備健全性確認

③ 軽水炉への要求事項に対する水平展開

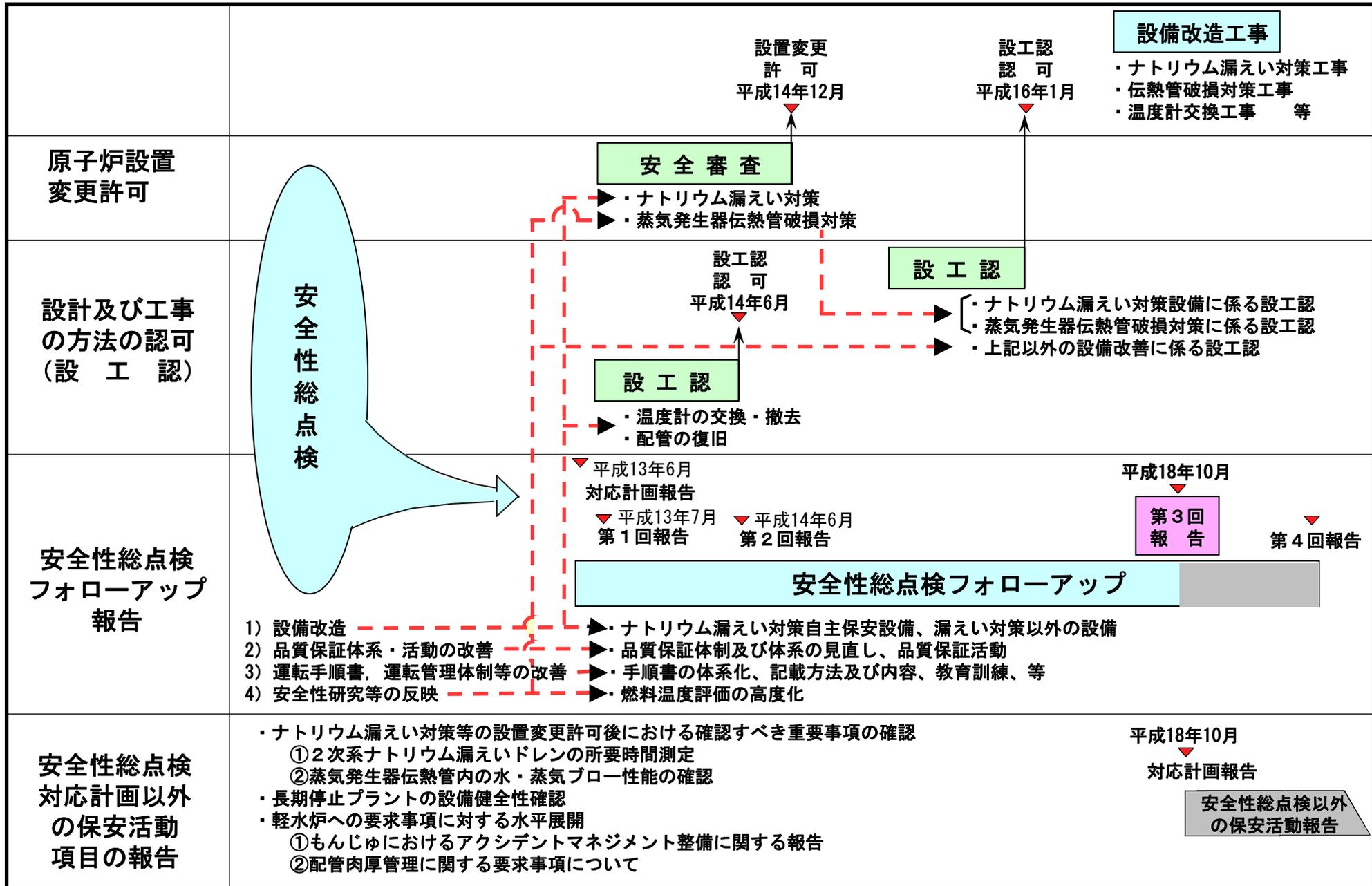
i) 原子力発電所内におけるアクシデントマネジメントの整備について

ii) 原子力発電所の配管肉厚管理に対する要求事項について

以 上

「もんじゅ」の安全性総点検フォローアップの流れ

参考



「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告について (第3回報告)」の概要

平成17年9月よりナトリウム漏えい対策等に係る設備改善の本体工事に着手したことにより、対応計画に従って、第2回報告以降に改善した「設備改善」及びナトリウム漏えい対策工事の実績を踏まえた「品質保証体系・活動の改善」の対応状況について原子力安全・保安院に報告を行いました。

今回報告した概要は以下の通りです。(別表参照)

(1) 設備改善

信頼性向上を目的とした設備改善(ナトリウム漏えい対策以外の設備改善)として、第2回報告以降に実施した項目を取りまとめました。安全性総点検の結果58件の設備改善を計画し、第2回報告までに29件を報告しており、今回、18件の報告を行いました。残りの11件については第4回報告で報告する予定です。

①プラント信頼性の向上のための設備改善(今回の報告件数5件)

プラント信頼性の向上のための設備改善として、給水加熱器加熱蒸気管の改造(配管とサポートの溶接部に割れが生じたため、可動構造のサポートに変更)、フラッシュタンク圧力調整弁の改造(性能試験時における当該弁の振動及び騒音対策)や水・蒸気系温度計交換・撤去(最新知見を反映した設計方針による温度計の交換及び代替可能な温度計の撤去)等の設備改善を報告しました。

②プラント機能の向上のための設備改善(今回の報告件数1件)

プラント機能の向上のための設備改善として、燃料洗浄設備の脱湿運転の改善(湿分が残留しやすい燃料洗浄槽廻り配管部へのヒータ設置等)を報告しました。

③運転操作性の向上のための設備改善(今回の報告件数10件)

運転操作性の向上のための設備改善として、気水分離器ドレン弁容量の裕度アップ(性能試験時に当該弁が全開近傍となったことから弁のストロークの変更)、蒸発器給水管凝縮水対策(配管ウォーミング時に蒸発器給水管部の凝縮水対策として電気ヒータを設置)等の改善を報告しました。また、10件の報告のうち、1次アルゴンガス系ベーパーラップ出口メッシュ温度制御の改善については、運転員が現場と中央制御室と連絡を取りながらの機器操作に対して現場の連絡手段が近傍にないことによる運転員への負担軽減を図るため提案された案件ですが、現場と中央制御室の通信手段にPHSを導入することにより設備の改善を不要としました。

④保守性の向上のための設備改善(今回の報告件数2件)

保守性の向上のための設備改善として、小型監視点検装置の設置(1次オーバフロータンク室への小型カメラ及び移動レールの設置)やメンテナンス

建物資材搬出入用ジブクレーンの設置（小物資材に適したクレーンの設置）の改善を報告しました。

(2) 品質保証体系・活動の改善

①品質保証体制、体系の見直し

品質保証体制、体系の見直しについては、品質保証活動を任務とする部署を設置し、本部署を中心に品質保証活動を全体的に推進する体制の整備、文書（マニュアル類）の体系化及び整合性の審査が必要であるとの安全性総点検での指摘を受けました。これらに対する改善内容として、事故当時は兼務者（6名）のみで構成されていた品質保証体制を改め、専任者（3名）と兼務者（6名）を配置した「業務品質管理グループ」及び「業務品質保証推進スタッフ」を設置し、専任者を配置した品質保証活動推進組織を整備し、本組織を中心にもんじゅ全体として業務品質の改善活動などを展開すること、文書の階層区分と名称の改善、文書間の整合性審査の改善等について、第1回報告で報告しております。

今回の報告では、第1回報告で報告した以下の2件の改善内容について、その後も継続し、実施しているか、また適切な見直し・改善がおこなわれているかとの視点で活動状況を評価しました。

- ・品質保証体制の強化（専任者を配置した品質保証推進組織の設置及び品質保証活動の推進）
- ・品質保証体系の見直し、整備（文書の体系化、文書の制定・改正手続きの明確化）

その結果、第1回報告にて報告した内容について、専任者を配置した品質保証活動推進組織の設置、品質保証計画書と事業所規則の体系化及び規則の制定・改正時の審査・承認手続きの明確化について対応がなされ、それらの仕組みに基づき適確に活動していると評価したことを報告しました。

②品質保証活動の改善

品質保証活動の改善については、安全性総点検の指摘を踏まえ、その改善内容について第1回及び第2回報告で報告を行っております。

今回の報告では、第1回報告及び第2回報告で報告していた9項目の改善内容について、その後も継続して維持し、実施されているか、また適切な見直し・改善が行われているかという視点で活動状況を評価しました。

この結果、安全性総点検で指摘された品質保証活動の改善に対する前述の9項目について、それぞれ改善を図った活動が実施されていること、また、継続し適宜改善を図っていることを確認しました。これらの確認結果から、安全性総点検での指摘に対して期待された改善が実施されていると評価したことを報告しました。

<設計審査の充実>

事故の要因の一つは温度計さやが不適切な設計であることに起因していたことに鑑み、設計審査の充実を図る必要があるとの安全性総点検での指摘を受けました。これに対する改善として、設計審査の充実を図るため、審査要領について設計審査の具体的方法や審査時の留意事項などを具体的に規定する「設計審査要領」を定め、定めたプロセスを抜けなく運用してきました。その後、保安規定への品質保証の取り込みに伴い「設計審査要領」の上位規定として設計管理全体を規定する「設計管理要領」を制定し、運用してきました。現在行われているナトリウム漏えい対策工事等の設計審査を、改善した設計管理要領及び設計審査要領に基づいて実施していることを確認し、その結果を報告しました。

<最新技術情報の反映機能の強化>

国内外の原子炉施設のトラブル事例の検討によるトラブル発生防止、安全評価に関する研究成果の反映による一層の安全確保に努めることが重要との安全性総点検での指摘を受けました。これに対する改善として、「最新技術情報の反映に係る管理要領」を制定し、ナトリウム漏えい事故以前から運用している事故・故障情報の評価・検討システムに加えて、新たに研究開発成果情報についての反映システムを構築しました。今回の報告では、構築したシステムが継続して本要領により運用され、従来の国内外の軽水炉、海外高速炉などの事故・故障等の情報に加え国の安全研究成果、原子力機構内の研究成果などの情報を入手検討し、「もんじゅ」への必要な反映を実施していることを確認し、その結果を報告しました。

<品質保証関連事項等の教育の充実>

教育実績を評価し反映する仕組みが確立されていないとの安全性総点検での指摘を受けました。これに対する改善として、「教育訓練要領」及び「教育訓練実施要領」にて PDCA のサイクルの実施を基本方針とした評価・反映の仕組みを定め、年度の教育訓練計画に従い取り組むとともに、より実践的な教育訓練となるよう内容の充実等を図っていることを確認し、その結果を報告しました。

<保修票発行基準の明確化>

保修票発行の判断基準が不明確との安全性総点検での指摘を受けて、「保修票運用手順書」に保修票発行基準を明確化し、機器類の故障に関する情報が確実に管理できる運用としました。今回の報告では本手順書に従い機器の故障情報となる保修票が適切に発行されていることを確認するとともに、回付方法、保安規定に定める運転上の制限を逸脱した事象に対する保修票の識別方法を含め、明確に記載し、運用していることを確認し、その結果を報告しました。

<不適合管理の適正化>

不適合管理の適用基準を明確にし、判断の妥当性を品質保証担当者がチ

チェックできる仕組みとするべきとの安全性総点検での指摘を受けました。これに対する改善として、「不適合管理要領」で総括的な表現であった適用基準をグレード別の考え方の下に明確にし、判断の妥当性の確認を確実にを行うため不適合の処理方法の改善を行いました。今回の報告では、明確な適用基準の運用が図られていること、是正処置や予防処置の妥当性を評価する仕組みをそれぞれ定め運用していることを確認し、その結果を報告しました。

<内部監査等の充実>

内部監査については、品質保証計画書どおりの活動の確認に止まらず、個別の業務まで点検すべきとの安全性総点検での指摘を受けました。これに対する改善として、「もんじゅ」で実施する自主監査要領を見直し、各課の業務の特色を考慮したチェック項目により監査を行なうこととしました。その後、保安規定への品質保証の取り込みに伴い「原子力安全監査」を内部監査として「原子力安全監査実施要領」に従い毎年計画し、実施しています。今回の報告では、原子力安全監査に際して品質保証計画書を基に各課個別の業務に対する監査チェック項目を作成し点検していること、また、外部のISOの専門家も監査に加わり、各課個別の業務を点検していることを確認し、その結果を報告しました。

<メーカ品質保証監査の実施>

メーカの設計管理状況を十分に確認していないとの安全性総点検での指摘を受けて、メーカの品質保証監査の仕組みを規定する「受注者品質監査要領」を定め、各社から提出される品質保証計画を監査基準としてメーカ品質保証監査を実施しています。監査にあたっては「受注者品質監査要領」に従い監査リーダー及び監査員を定め、監査体制を整え実施しています。今回の報告では、本要領に基づいてメーカ品質保証監査を定期的に、又は必要に応じ実施していること、監査においてメーカの設計管理の状況やメーカが調達先に対して行う品質保証活動について確認していることを確認し、その結果を報告しました。

<確実な保守の実施>

保守の記録をデータベース化し、活用を推進することとの安全性総点検での指摘を受けて、保守票管理システムにより機器の故障状況、故障原因などのデータを蓄積しており、更に蓄積されたデータを用いた故障傾向分析を実施し、設備・機器の点検計画及び改造計画に反映する取組みを継続して実施しています。今回の報告では、故障原因などのデータの蓄積、更に蓄積されたデータを用いた故障傾向分析の実施等について設備・機器の保全計画への反映状況を確認し、その結果を報告しました。

<文書合議基準等の見直し>

品質保証関連文書の審査、承認、変更等に係わる合議基準が不明確との

安全性総点検での指摘を受けて、品質保証に関連する文書及び記録に対し合議を必要とする主任技術者等については、保安規定、各要領又は記録等の帳票の中で明確にしました。今回の報告では、保安規定、各要領又は記録等の帳票に関して合議箇所が明確になっていることを確認し、その結果を報告しました。

(3) 原子力安全委員会におけるナトリウム漏えい対策工事等に係る設置変更許可後の段階に確認すべき重要事項について

原子力安全委員会が、平成 14 年 12 月 12 日の第 79 回原子力安全委員会において、「核燃料サイクル開発機構高速増殖原型炉もんじゅの原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）に関し、設置変更許可後の段階に所管行政庁が確認すべき重要事項」として原子力安全・保安院に報告を求めており、その一つに「技術的能力と関連する品質保証に係る確認について」に関する事項があります。

「技術的能力と関連する品質保証に係る確認について」では、原子力安全委員会から「もんじゅが研究開発段階にある原子炉であり、経験が少ないことを勘案した上、品質保証体制が適確に機能し、品質保証面からの安全確保に特段の留意が払われるべきことの重要性」を指摘されたものであるため、ナトリウム漏えい対策工事の契約から設計、製作、据付工事、検査等の各段階において改善した品質保証活動を適切に実施し、機能していることを確認し、報告を行いました。

高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検指摘事項への対応実績と計画

項目 番号	安全性総点検指摘事項	平成10年度			平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			
		4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
	1) 設備改善																															
	(1) ナトリウム漏えい対策の設備改善																															
1	(i) ナトリウム漏えいの早期検知																															
2	(ii) ナトリウム漏えいの抑制																															
3	(iii) ナトリウム漏えいの影響緩和																															
	(2) 信頼性向上等を目的とした設備改善 (Na漏えい対策以外の設備の改善)																															
4	(i) プラント信頼性の向上																															
5	(ii) プラント機能の向上																															
6	(iii) 運転操作性の向上																															
7	(iv) 作業安全性の向上																															
8	(v) 保守性の向上																															
	2) 品質保証体系・活動の改善																															
	(1) 品質保証体制、体系の見直し																															
9	(i) 品質保証体制の強化																															
10	(ii) 品質保証体系の見直し、整備																															
	(2) 品質保証活動の改善																															
11	(i) 設計審査の充実																															
12	(ii) 最新技術情報の反映機能の強化																															
13	(iii) 品質保証関連事項等の教育の充実																															
14	(iv) 保修票発行基準の明確化																															
15	(v) 不適合管理の適正化																															
16	(vi) 内部監査等の充実																															
17	(vii) メーカー品質保証監査の実施																															
18	(viii) 確実な保守の実施																															
19	(ix) 文書合議基準等の見直し																															
	3) 運転手順書、運転管理体制等の改善																															
	(1) 運転手順書類の体系化、改正手続きの改善																															
20	(i) 運転手順書類の体系化																															
21	(ii) 運転手順書類改正手続きの改善																															
	(2) 運転手順書記載方法、内容等の改善																															
22	(i) 異常時運転手順書記載内容の充実																															
23	(ii) 手順書間の記載の整合性																															
24	(iii) 徴候ベースの運転手順書の導入計画																															
	(3) 運転員教育、運転体制等の充実強化																															
25	(i) 運転員教育・訓練の改善																															
26	(ii) 運転体制の充実・強化																															
27	(4) 事故時対応体制の改善																															
	4) 安全性研究等の反映																															
	(1) 蒸気発生器伝熱管破損対策																															
28	(i) 評価手法検証																															
29	(ii) 設備改善（基本仕様の検討含む）																															
30	(2) 燃料温度評価の高度化 最新評価手法を用いた燃料温度評価																															
31	(3) 制御棒の長寿命化 制御棒の長寿命化研究開発																															

■：第1回報告（平成13年7月27日）、◆：第1回改訂報告（平成14年5月31日）、▲：第2回報告（平成14年6月19日）、▼：第2回改訂報告（平成14年11月22日）

△：報告予定時期（*：第3回報告/ナトリウム漏えい対策工事実施中、**：第4回報告/ナトリウム漏えい対策工事完了時期を指す）

高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対応計画以外の確認すべき保安活動項目の対応計画について

安全性総点検での指摘事項に係る対応計画以外の確認すべき保安活動項目として、以下の項目について原子力安全・保安院へまとまった段階で適宜報告していく計画であり、その対応計画について報告を行いました。

1. 原子力安全委員会による設置変更許可後の段階に確認すべき重要事項について

平成 14 年 12 月 12 日付け原子力安全委員会文書「核燃料サイクル研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）許可後の段階における重要事項の審議について^{*1}」にて確認すべき重要事項が示されています。改造工事終了後に確認すべき重要事項について以下の通り報告していく予定です。

(1) 2 次系ナトリウムの抜き取り（ドレン）の所要時間測定

2 次系ナトリウムの抜き取り（ドレン）の所要時間測定は、改造工事完了後に実施し、結果報告を平成 19 年 12 月頃に行う予定です。

(2) 蒸気発生器伝熱管内の水・蒸気ブロー性能の確認

蒸気発生器伝熱管内の水・蒸気ブロー性能の確認については、性能試験段階（40%出力プラント確認試験）で実施することとしており、その後に報告する予定です。

*1：確認すべき重要事項とは、以下の通り。

- (1) 技術的能力と関連する品質保証に係る確認について
- (2) 空気雰囲気へのナトリウム漏えい対策に係る確認について
 - ① 床ライナ等の詳細設計
 - ② 2 次系ナトリウムの抜き取り（ドレン）の所要時間
- (3) 蒸気発生器伝熱管内の水・蒸気ブローの性能の確認

この内、(1) 技術的能力と関連する品質保証に係る確認については、今回報告を行っている。(2)①床ライナ等の詳細設計については、平成 16 年 1 月に設計及び工事の方法の変更に係る認可を受け、終了している。

2. 長期停止プラントの設備健全性確認

「もんじゅ」の運転開始に向け、性能に係る使用前検査の途中段階で約 10 年間停止している「もんじゅ」について、安全に試運転（性能試験）が開始できるプラント状態を確立するため、点検、補修、設備更新、調整運転及び試験・検査を計画的に実施しています。本健全性確認の報告は、運転再開までに報告する予定です。

3. 軽水炉への要求事項に対する水平展開

行政庁からの軽水炉への要求事項については、「もんじゅ」においても、反映すべき以下の 2 件を報告していく予定です。

(1) 原子力発電所内におけるアクシデントマネジメント^{*2}の整備について

「もんじゅ」におけるアクシデントマネジメント方策については、現在検

討を行っており、本報告については、平成 19 年 12 月頃に行う予定です。

*2：アクシデントマネジメントとは、設計基準事象を超え、炉心が大きく損傷する恐れのある事態が万一発生したとしても、現在の設計に含まれる安全余裕や安全設計上想定した本来の機能以外にも期待し得る機能またはそうした事態に備えて新規に設置した機器等を有効に活用することによって、それがシビアアクシデント*3に拡大するのを防止するため、もしくはシビアアクシデントに拡大した場合にもその影響を緩和するために採られる措置をいう。(原子力安全委員会指針集：「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」より)

*3：シビアアクシデントとは、「設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象」；なお、ここでいう設計基準事象とは、「原子炉施設を異常な状態に導く可能性のある事象のうち、原子炉施設の安全設計とその評価に当たって考慮すべき」とされた事象とする。(原子力安全委員会指針集：「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」より)

(2) 原子力発電所の配管肉厚管理に対する要求事項について

関西電力美浜 3 号の水平展開である配管肉厚測定管理については、「もんじゅ」の配管肉厚測定管理計画を定め、供用期間中の配管肉厚測定を行う計画です。この配管肉厚測定管理計画の報告については、運転再開までに報告する予定です。

高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る経緯について

- 平成 7 年 12 月 8 日：2 次系ナトリウム漏えい事故発生
- 平成 8 年 10 月 11 日：科学技術庁（当時）が同庁原子力安全局（当時）にもんじゅ安全性総点検チームを設置
- 平成 10 年 3 月 30 日：科学技術庁原子力安全局（当時）もんじゅ安全性総点検チームが「動力炉・核燃料開発事業団高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検結果」を報告
- 平成 13 年 6 月 18 日：経済産業省原子力安全・保安院長より指示文書「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告について」を受領
 - ・ 「動力炉・核燃料開発事業団高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検結果について（平成 10 年 3 月 30 日）」（科学技術庁原子力安全局もんじゅ安全性総点検チーム）での指摘を踏まえた対応計画を定めて実施すること。
 - ・ 対応計画を策定したとき及び実施したときは遅滞なく報告すること。
- 平成 13 年 6 月 29 日：原子力機構（当時サイクル機構）より原子力安全・保安院長宛報告書「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告について」を提出
 - ・ 高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検指摘事項に対する対応計画（指摘事項を 31 項目に整理し、各項目に対する対応計画を明示）
 - ・ 同 対応状況
- 平成 13 年 7 月 27 日：原子力機構（当時サイクル機構）より原子力安全・保安院長宛報告書「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告について（第 1 回報告）」を提出
 - ・ 高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検指摘事項に対する改善実施報告（ナトリウム漏えい対策設備の改善、品質保証体系・活動の改善、蒸気発生器伝熱管破損対策）（31 項目のうち 8 項目に対応）
- 平成 14 年 5 月 31 日：原子力機構（当時サイクル機構）より原子力安全・保安院長宛報告書「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告について（第 1 回報告改訂）」を提出
 - ・ 第 1 回報告に対して新たな研究開発成果、第 1 回報告以降の改善事項等を反映して内容を改訂

- 平成 14 年 6 月 19 日：原子力機構(当時サイクル機構)より原子力安全・保安院長宛報告書「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告について（第 2 回報告）」を提出
 - ・ 高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検指摘事項に対する改善実施報告（信頼性向上等を目的とした設備改善、品質保証活動の改善、運転手順書・運転管理体制等の改善）（31 項目のうち 14 項目に対応）
- 平成 14 年 11 月 22 日：原子力機構(当時サイクル機構)より原子力安全・保安院長宛報告書「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告について（第 2 回報告改訂）」を提出
 - ・ 第 2 回報告に対して記載の追加、参考資料の添付等を反映して内容を改訂
- 平成 14 年 11 月 29 日：経済産業省原子力安全・保安院長より「高速増殖原型炉もんじゅ安全性総点検に係る第 1 回及び第 2 回報告内容の確認について」を受理